

管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会
委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第16号

管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 3 年岩手県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第34条の 2（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）<u>第 9 条第 2 項</u>の規定により読み替えられる場合及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により読み替えられる場合を含む。）及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第28条の 2 及び第36条の規定に基づき、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。 (管理職員特別勤務手当の額等) <u>第 2 条</u> 給与条例第34条の 2 第 3 項第 1 号及び給与等条例第28条の 2 第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）別表第 1 及び管理職手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第17号）別表に掲げる区分（以下「給料の特別調整額等の区分」という。）、任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 3 項の規定による給料月額並びに任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 4 項の規定による給料月額に応じ、次に掲げる額とする。 (1)～(4) [略] (5) 任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員が 4 時間以上勤務に従事した場合 ア～エ [略]	(趣旨) 第 1 条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第34条の 2（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）<u>第 8 条第 2 項</u>の規定により読み替えられる場合及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により読み替えられる場合を含む。）及び第44条並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第28条の 2 及び第36条の規定に基づき、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。 (管理職員特別勤務手当の額等) <u>第 2 条 給与条例第34条の 2 第 3 項及び給与等条例第28条の 2 第 3 項の人事委員会規則で定める勤務は、給与条例第34条の 2 第 1 項又は給与等条例第28条の 2 第 1 項の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。</u> <u>第 3 条</u> 給与条例第34条の 2 第 3 項第 1 号及び給与等条例第28条の 2 第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）別表第 1 及び管理職手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第17号）別表に掲げる区分（以下「給料の特別調整額等の区分」という。）、任期付職員条例第 7 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 3 項の規定による給料月額並びに任期付研究員条例第 5 条第 1 項の給料表の号給又は同条第 4 項の規定による給料月額に応じ、次に掲げる額とする。 (1)～(4) [略] (5) 任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（<u>次項において「特定任期付職員」という。</u>）が 4 時間以上勤務に従事した場合 ア～エ [略]

(6) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員が4時間以上勤務に従事した場合

ア～エ [略]

2 給与条例第34条の2第3項第1号及び給与等条例第28条の2第3項第1号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

(6) 任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「第1号任期付研究員」という。)が4時間以上勤務に従事した場合

ア～エ [略]

2 給与条例第34条の2第3項第2号及び給与等条例第28条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額等の区分、任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額及び任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給又は同条第4項の規定による給料月額に応じ、次に掲げる額とする。

(1) 給料の特別調整額の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種及び4種 4,000円

エ 5種 3,000円

オ 6種 2,000円

(2) 給料の特別調整額の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 1種 5,500円

イ 2種 4,500円

ウ 3種及び4種 3,500円

エ 5種 2,500円

オ 6種 1,500円

(3) 管理職手当の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 校長 3,000円

イ 副校長及び教頭 2,000円

(4) 管理職手当の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 校長 2,500円

イ 副校長及び教頭 1,500円

(5) 特定任期付職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円

イ 5号給 5,000円

ウ 2号給から4号給まで 4,000円

エ 1号給 3,000円

(6) 第1号任期付研究員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規定によ

第3条 給与条例第34条の2第3項第2号及び給与等条例第28条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、給料の特別調整額等の区分に応じ、次に掲げる額とする。

(1) 給料の特別調整額の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種及び4種 4,000円

エ 5種 3,000円

オ 6種 2,000円

(2) 給料の特別調整額の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 1種 5,500円

イ 2種 4,500円

ウ 3種及び4種 3,500円

エ 5種 2,500円

オ 6種 1,500円

(3) 管理職手当の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 校長 3,000円

イ 副校長及び教頭 2,000円

(4) 管理職手当の支給を受ける職員のうち定年前再任用短時間勤務職員が2時間以上勤務に従事した場合

ア 校長 2,500円

イ 副校長及び教頭 1,500円

2 給与条例第34条の2第1項又は給与等条例第28条の2第1項の勤務に4時間以上従事した後、引き続いて給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項の勤務に従事した職員には、その引き続き勤務に係る給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(補則)

第4条 [略]

附 則

る給料月額 6,000円

イ 4号給及び5号給 5,000円

ウ 2号給及び3号給 4,000円

エ 1号給 3,000円

第4条 次に掲げる場合には、給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項の勤務は、給与条例第34条の2第1項又は給与等条例第28条の2第1項の勤務とみなす。

(1) 給与条例第34条の2第1項又は給与等条例第28条の2第1項の勤務に4時間以上従事した後、引き続いて給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項の勤務に従事した場合

(2) 給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項の勤務に従事した後、引き続いて給与条例第34条の2第1項又は給与等条例第28条の2第1項の勤務に4時間以上従事した場合

2 次に掲げる場合には、第3条第2項の規定にかかわらず、職員がした給与条例第34条の2第1項又は給与等条例第28条の2第1項の勤務を給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項の勤務とみなして給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給する。

(1) 給与条例第34条の2第1項又は給与等条例第28条の2第1項の勤務に従事した時間が4時間未満で、かつ、引き続いて給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項の勤務に従事した場合であって、これらの勤務に従事した時間の合計が2時間以上であるとき（給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項の勤務に従事した時間が2時間以上であるときを除く。）

(2) 給与条例第34条の2第2項又は給与等条例第28条の2第2項の勤務に従事した時間が2時間未満で、かつ、引き続いて給与条例第34条の2第1項又は給与等条例第28条の2第1項の勤務に従事した場合であって、これらの勤務に従事した時間の合計が2時間以上であるとき（給与条例第34条の2第1項又は給与等条例第28条の2第1項の勤務に従事した時間が4時間以上であるときを除く。）

(補則)

第5条 [略]

附 則

1 [略]	1 [略]
2 給与条例附則第39項又は給与等条例附則第41項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、 <u>これらの規定中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。</u>	2 給与条例附則第39項又は給与等条例附則第41項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、 <u>同条中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年岩手県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則 <u>第2条第1項及び第3条第1項</u> の規定を適用する。	附 則 1 [略] 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則 <u>第3条</u> の規定を適用する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。